



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・2件(水産課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定・3件(海岸防災課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除(海岸防災課) 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定・7件(海岸防災課) 6
- 土砂災害特別警戒区域の全部についての指定の解除(海岸防災課) 10
- 土砂災害特別警戒区域の一部についての指定の解除(海岸防災課) 11
- 都市計画事業の変更の認可(下水道課) 11

告 示

沖縄県告示第64号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、令和3年沖縄県告示第62号で同意の認定をした那覇北加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第65号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、令和3年沖縄県告示第63号で同意の認定をした渡嘉敷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第66号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
数久田(2)-1	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
数久田(2)-2	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
数久田(2)-3	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、	急傾斜地の崩壊

	省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	
喜瀬(4)	名護市字喜瀬のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
喜瀬(5)	名護市字喜瀬及び恩納村字名嘉真のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所並びに名護市役所及び恩納村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
屋部(1)	名護市字屋部のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
為又(3)	名護市字為又のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
為又(4)	名護市字為又のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
為又(5)	名護市字為又のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
我部祖河(3)	名護市字我部祖河のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
我部祖河(4)	名護市字我部祖河のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
我部祖河(5)	名護市字我部祖河のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
我部(1)	名護市字我部のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
饒平名(1)	名護市字饒平名のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
饒平名(2)	名護市字饒平名及び字屋我のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
屋我(1)	名護市字屋我のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
古我知(4)	名護市字古我知のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
中山(5)	名護市字中山のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
中山(6)	名護市字中山のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊

中山(7)	名護市字中山のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
勝山(10)	名護市字勝山のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
勝山(11)	名護市字勝山のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
勝山(12)	名護市字勝山のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
真謝福地川209-C-1	名護市字喜瀬のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
轟川209-C-2	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
幸地川209-C-3	名護市字名護のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
幸地川右支川209-C-4	名護市字名護のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
旭川道越川209-C-5	名護市字旭川及び字屋部のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
安和与那川209-C-6	名護市字安和のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
瀬嵩川209-C-7	名護市字瀬嵩のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
ゲーヤ川209-C-8	名護市字三原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
ナコーガキ川209-C-9	名護市字嘉陽のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第67号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金武(2)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省	急傾斜地の崩壊

伊芸(1)	金武町字伊芸のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊芸(2)	金武町字伊芸のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋嘉(1)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋嘉(2)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋嘉(3)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋嘉(4)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋嘉(5)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋嘉(6)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋嘉(7)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋嘉(8)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋嘉(9)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋嘉(10)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
クラ川314-C-1	金武町字屋嘉及びうるま市石川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び沖縄県中部土木事務所並びに金武町役場及びうるま市役所において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第68号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-------	---------------------

江洲	うるま市字江洲のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
----	--	---------

沖縄県告示第69号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
数久田(2)ー1	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
数久田(2)ー2	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
数久田(2)ー3	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第70号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
数久田(2)ー3	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜瀬(4)	名護市字喜瀬のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋部(1)	名護市字屋部のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
為又(3)	名護市字為又のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
為又(4)	名護市字為又のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
為又(5)	名護市字為又のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
我部祖河(3)	名護市字我部祖河のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
我部祖河(4)	名護市字我部祖河のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

我部祖河(5)	名護市字我部祖河のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
我部(1)	名護市字我部のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
饒平名(1)	名護市字饒平名のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
饒平名(2)	名護市字饒平名及び字屋我のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋我(1)	名護市字屋我のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古我知(4)	名護市字古我知のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
中山(5)	名護市字中山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
中山(6)	名護市字中山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
中山(7)	名護市字中山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勝山(10)	名護市字勝山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勝山(11)	名護市字勝山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
勝山(12)	名護市字勝山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川上209-A14-03	名護市字川上のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
田井等209-C14-35	名護市字田井等、字親川及び字川上のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
真謝福地川209-C-1	名護市字喜瀬のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
轟川209-C-2	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
幸地川209-C-3	名護市字名護のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
旭川道越川209-C-5	名護市字旭川及び字屋部のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
安和与那川209-C-6	名護市字安和のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
瀬嵩川209-C-7	名護市字瀬嵩のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
ゲャ川209-C-8	名護市字三原のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第71号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
喜瀬(5)	名護市字喜瀬及び恩納村字名嘉真のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所並びに名護市役所及び恩納村役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第72号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
金武(2)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(3)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(4)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(5)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(6)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(7)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(9)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(10)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(11)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(12)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(13)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(14)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(15)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	す区域		
金武(16)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(17)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(18)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金武(19)	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊芸(1)	金武町字伊芸のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊芸(2)	金武町字伊芸のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋嘉(1)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋嘉(2)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋嘉(3)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋嘉(4)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋嘉(5)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋嘉(6)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋嘉(7)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋嘉(8)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋嘉(9)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋嘉(10)	金武町字屋嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
喜瀬武原314-B 22-02	金武町字金武及び恩納村字喜瀬武原のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所並びに金武町役場及び恩納村役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第74号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
クラ川314-C-1	金武町字屋嘉及びうるま市石川のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び沖縄県中部土木事務所並びに金武町役場及びうるま市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第75号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
瀬良垣311-A17-01	恩納村字瀬良垣のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び恩納村役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第76号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
江洲	うるま市字江洲のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第77号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について指定を次のとおり解除する。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
209-A14-13	名護市字仲尾次のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第78号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の一部について指定を次のとおり解除する。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
数久田(2)-3	名護市字数久田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和55年沖縄県告示第142号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 糸満市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 糸満市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年3月6日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和55年沖縄県告示第142号、昭和57年沖縄県告示第591号、平成4年沖縄県告示第440号、平成7年沖縄県告示第147号、平成10年沖縄県告示第330号、平成16年沖縄県告示第842号、平成18年沖縄県告示第832号、平成21年沖縄県告示第634号及び平成30年沖縄県告示第147号の事業地に糸満市字照屋後原並びに字真栄里長増原、辻原及びアラダイ原を加え、糸満市西崎町一丁目、西川町、字阿波根浜原、字糸満西組、字糸満南組、字糸満新組、字糸満東組、字兼城門原、字照屋内原及び御獄原並びに字真栄里ヨナヨシ原、兼久原、萬謝原、内間原、真栄里原、底原、ウテル原及び東江原地内において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--